

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案について

各分野の検討会における技術的助言等を踏まえ、今般のほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）ふっ素及びその化合物（以下「ふっ素」という。）並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）に係る暫定排水基準の見直し案（平成 28 年 7 月 1 日から 3 年間適用）を以下のとおりとすることが適当と考えられる。

温泉分野

対象業種 旅館業（温泉を利用するもの）

基準案

ほう素：変更なし（500mg/L 500mg/L）

ふっ素：変更なし

- ・自然湧出源泉を利用する旅館業（50mg/L 50mg/L）
- ・自然湧出源泉以外（掘削泉や動力による揚湯を行っている源泉）の源泉を利用する旅館業（30mg/L 30mg/L）
- ・湧出時期が昭和49年12月1日以降の排水量50m³/日以上のもの（自然湧出・自然湧出以外）（15mg/L 15mg/L）
水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行日（特定施設に旅館業の用に供する施設を追加）

畜産分野

対象業種 畜産農業（豚房施設（面積が 50m² 以上）を設置するもの等）

基準案

硝酸性窒素等：暫定排水基準を改定（700mg/L 600mg/L）

工業分野

対象業種	基準案（単位 mg/L）		
	ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等
粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造）	120 一般へ		
うわ薬製造業（うわ薬かわら製造の用に供するもの）	変更なし（140）		
ほうろう鉄器製造業・ほうろううわ薬製造業	50 40	15 12	

対象業種	基準案（単位 mg/L）		
	ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等
金属鉱業	変更なし（100）		
電気め っき業	日排水量 50m ³ 未満	40 30	50 40
	日排水量 50m ³ 以上		変更なし（15）
貴金属製造・再生業	50 40		3,000 2,900
酸化コバルト製造業			変更なし（160）
ジルコニウム化合物製造業			変更なし（700）
モリブデン化合物製造業			1,700 1,500
バナジウム化合物製造業			1,700 1,650

下水道業

温泉を利用する旅館業に属する特定事業場からの排水を受け入れる下水道業及びモリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する特定事業場からの排水を受け入れる下水道業のうち、直ちに一般排水基準に対応できない事業場が1事業場ずつある。このため、温泉を利用する旅館業に属する特定事業場からの排水を受け入れる下水道業についてはほう素について、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する特定事業場からの排水を受け入れる下水道業については硝酸性窒素等について、それぞれ暫定排水基準を設定している。

温泉排水を受け入れる下水処理場については、流入水量及び水質に変化がないことから、現行の暫定排水基準 50mg/L を維持することが適当と考えられる。

また、モリブデン化合物製造業・ジルコニウム化合物製造業からの排水を受け入れる下水処理場については、下水に排除する事業者が排水中における硝酸性窒素等濃度の低減の取組を進めており、下水処理場における処理水量の将来見込み及び硝化率等に基づく計算の結果から、現行の暫定排水基準 150mg/L を 130mg/L に引き下げることが適当と考えられる。

対象業種 下水道業（温泉排水を一定割合以上受け入れているもの）

基準案 ほう素：変更なし（50mg/L 50mg/L）

対象業種 下水道業（モリブデン化合物製造業・ジルコニウム化合物製造業からの排水を受け入れているもの）

基準案 硝酸性窒素等：暫定排水基準を改定（150mg/L 130mg/L）



以上、 から の内容を取りまとめると、別表のとおりである。

(別表)

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)

	業種	制限等	現行(H25.7.1～H28.6.30) 見直し案(H28.7.1～H31.6.30)		
			ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)
温泉	旅館業	自然湧出	500 500	50 50	
		自然湧出以外		30 30	
		昭和49年以降湧出で50m ³ /日以上		15 15	
畜産	畜産農業				700 600
工業	粘土かわら製造業	うわ薬かわらを製造	120 一般		
	うわ薬製造業	うわ薬かわら製造の用に供するもの	140 140		
	ほうろう鉄器製造業 ほうろううわ薬製造業		50 40	15 12	
	金属鉱業		100 100		
	電気めっき業	日排水量50m ³ 未満	40 30	50 40	300 一般
		日排水量50m ³ 以上		15 15	
	貴金属製造・再生業		50 40		3,000 2,900
	酸化コバルト製造業				160 160
	ジルコニウム化合物製造業				700 700
	モリブデン化合物製造業				1,700 1,500
バナジウム化合物製造業				1,700 1,650	
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの	50 50		
		モリブデン、ジルコニウム化合物製造業排水を受け入れているもの			150 130

一般排水基準(単位:mg/L)
 ほう素:10(海域は230)
 ふっ素:8(海域は15)
 硝酸性窒素等:100

 暫定排水基準を変更せず延長
 暫定排水基準を改定して延長
 空欄は一般排水基準適用

《参考》排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 13 年環境省令第 21 号）
（抜粋）

附 則

- 1 この省令は、平成十三年七月一日から施行する。
- 2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から十五年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定の適用については、当該工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなす。
- 4 略
- 5 略

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物(単位ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	電気めつき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	四〇
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	五〇
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。））を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	
	金属鋳業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	一〇〇
	粘土瓦製造業（うわ薬瓦を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	一二〇
	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	一四〇
旅館業（温泉を利用するものに限る。）	五〇〇	

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ふつ素及びその化合物(単位ふつ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	一五
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	電気めつき業(一日当たりの平均的な排水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかつた温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであつて一日当たりの平均的な排水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	三〇
	電気めつき業(一日当たりの平均的な排水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)	五〇
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであつて一日当たりの平均的な排水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(単位アンモニア性窒素に〇・四を乗じたも	下水道業(下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。)	一五〇
	酸化コバルト製造業	一六〇
	電気めつき業	三〇〇
	畜産農業	七〇〇
	ジルコニウム化合物製造業	
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	一七〇〇
	貴金属製造・再生業	三〇〇〇

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
の、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム)		
<p>備考</p> <p>1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。</p> $C_i \cdot Q_i \div Q$ <p>この式において、C_i、Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）</p> <p>Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 一日につき立方メートル）</p> <p>Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 一日につき立方メートル）</p>		